

副 本

令和元年(ワ)第172号, 令和3年(ワ)第181号

違法行為差止請求事件

原告 和田 廣 治 外7名

被告 金 井 豊 外1名

令和5年11月29日

証 拠 説 明 書

富山地方裁判所 民事部合議C係 御中

被告ら訴訟代理人弁護士

神 田 光



同

渡 辺 伸



補助参加人訴訟代理人弁護士

江 口 正



同

池 田 秀



同

八 木



同

川 島



上記事件について、被告ら及び補助参加人は下記のとおり、被告ら及び補助参加人提出の乙号証の内容及び立証趣旨を明らかにする。

記

乙第170号証

証拠の標目	<p>商事法判例研究 東京電力福島第二原子力発電所運転差止請求事件</p> <p>(商事法務1574号所収)</p> <p>[62ないし66頁]</p>
原本・写しの別	写し
作成年月日	平成12年10月15日
作成者	森本滋
立証趣旨	<p>本書証は、商事法の研究者（京都大学教授（当時））である筆者が、東京電力福島第二原子力発電所運転差止訴訟第一審判決（東京地方裁判所平成8年12月19日判決。請求棄却。控訴棄却、確定）に関連し、株主差止訴訟と株主代表訴訟の相違等について論じたものである。</p> <p>本書証によって、「株主の差止請求権と株主代表訴訟のいずれも、同趣旨の制度であるが、事前の是正措置と事後的是正措置の相違に配慮しなければならない。」と指摘されていること（準備書面(12)第2の1(2)イ（4頁）：本書証66頁）を明らかにする。</p>

乙第171号証

証拠の標目	不動産投資信託における投資口の発行差止め (金融商品取引法判例百選(別冊ジュリスト214号)所収) [170, 171頁]
原本・写しの別	写し
作成年月日	平成25年2月
作成者	齊藤真紀
立証趣旨	<p>本書証は、商事法の研究者(京都大学教授)である筆者が、執行役員違法行為差止仮処分命令申立事件(東京地方裁判所平成22年5月10日決定。申立認容。異議審も認可)について論じたものである。</p> <p>本書証によって、「本決定は、投信法に投資口発行差止制度が存在せず、不公正な払込金額により既存の投資主に不利益が生じることが明らかであり、差止めの必要性が高かったという特殊な文脈に関連づけて理解されるべきである。」と指摘されていること(準備書面(12)第2の1(2)ウ(5頁):本書証171頁)を明らかにする。</p>